

令和3年7月から 給付内容が変わりました！



変更①

現在、給付している紙おむつは、枚数指定です。

しかし、おむつメーカーの梱包数と支給枚数が異なる為、今までは、給付枚数に合わせるために、手作業でビニール袋に分ける方法で加減していました。

衛生面には充分配慮して作業を行っておりましたが、コロナ禍の現下において不安は、払拭できないのが現実です。

安全面を考え、メーカーが工場ですべて梱包した状態でお届けしたいと考えました。そのため、選ばれた製品によっては、**支給の枚数がかわります**のでご了承ください。

変更②

利用者が欲しい製品を決めます。

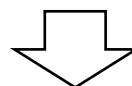
カタログをご覧の上、ご希望にあった機能、枚数、を考慮して決定してください。

毎月25日までに電話にてご連絡いただければ変更が可能です。

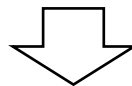
申請方法

はじめに…

- おむつとパットが欲しい
 - おむつだけ欲しい
 - パットだけ欲しい
- のどれかを選んでください！



カタログをみて選んでください
欲しい製品の番号を調べます。



給付申請書にもれなく記入
介護保険証のコピーを持参して
各支所にて申請してください。
(できれば、毎月25日までに申請
してください。)